

市町村コード
261009
京都府
京都市

ZZZZZZZ9

法人市民税領収証書 ㊤

口 座 番 号				加 入 者			
XXXXXXXXXXXXXX				京都市会計管理者			
所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割については法人課税信託の名称を併記）							
N-----26-----N							
N-----26-----N							
N-----26-----N							
N-----20-----N							
N-----20-----N 様							
年 度		※ 処 理 事 項			管 理 番 号		
XX					XXXXXXXXXX		
事 業 年 度				申 告 区 分			
ZZ	ZZ	ZZ	から	ZZ	ZZ	ZZ	まで
				NN			
法 人 税 割		01		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円			
均 等 割 額		02					
延 滞 金		03					
合 計 額		05					
納 期 限		年 月 日		領収日付印			
上記のとおり領収しました。 （納税者保管）							

市町村コード
261009
京都府
京都市

ZZZZZZZ9

法人市民税納付書 ㊤

口 座 番 号				加 入 者			
XXXXXXXXXXXXXX				京都市会計管理者			
所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割については法人課税信託の名称を併記）							
N-----26-----N							
N-----26-----N							
N-----26-----N							
N-----20-----N							
N-----20-----N							
年 度		※ 処 理 事 項			管 理 番 号		
XX					XXXXXXXXXX		
事 業 年 度				申 告 区 分			
ZZ	ZZ	ZZ	から	ZZ	ZZ	ZZ	まで
				NN			
法 人 税 割		01		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円			
均 等 割 額		02					
延 滞 金		03					
合 計 額		05					
納 期 限		年 月 日		領収日付印			
日 計		口					
		円					
上記のとおり領収します。 （金融機関保管）							

市町村コード
261009
京都府
京都市

ZZZZZZZ9

法人市民税領収済通知書 ㊤

口 座 番 号				加 入 者			
XXXXXXXXXXXXXX				京都市会計管理者			
所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割については法人課税信託の名称を併記）							
N-----26-----N							
N-----26-----N							
N-----26-----N							
N-----20-----N							
N-----20-----N							
年 度		※ 処 理 事 項			管 理 番 号		
XX					XXXXXXXXXX		
事 業 年 度				申 告 区 分			
ZZ	ZZ	ZZ	から	ZZ	ZZ	ZZ	まで
				NN			
法 人 税 割		01		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円			
均 等 割 額		02					
延 滞 金		03					
合 計 額		05					
納 期 限		年 月 日		領収日付印			
指 定 金 融 機 関 名		株式会社 三菱UFJ銀行 京都支店					
(取りま とめ局)							
取りま とめ局		大阪貯金事務センター (〒539-8794)					
上記のとおり通知します。 （市保管） 整理番号 (ZZZ)							

法人市民税納付期限

○確定申告

事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内（※）

○予定申告、仮決算による中間申告

事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内

※清算中の法人の残余財産が確定した場合は、その翌日から1ヶ月以内（1ヶ月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合は、その前日まで）
期限が土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年1月3日までの日の場合は、その翌日が期限となります。
国税の法人税において確定申告書の提出期限が延長されている場合など、上記によらないこともあります。

法人市民税の計算方法

税額 = (1)「法人税割額」 + (2)「均等割額」

「法人税割」は国税の法人税額に応じて課税され、「均等割」は事務所等又は寮等があれば課税されます。
予定申告等、詳細は京都市ホームページをご確認ください。

- 「事務所等」とは、社会通念上そこで（本業副業を問わず、準備業務や残務整理なども含めて）法人等の事業を行うための拠点と考えられる場所のことです。
具体的な目安としては、次の①～③をすべて満たす場所です。
- ①【物的設備】その法人等の事業に用いる、土地建物などのスペースと設備備品などの物があること（その法人等の所有物である必要はありません。）
- ②【人的設備】その法人等の事業に従事する人がいること（非常勤の重役、顧問、派遣労働者、アルバイト、パート等も含まれます。常に人がいる又は同じ人がいる必要はありません。）
- ③【事業継続性】ある程度継続して事業を行っていること（継続性は、毎日でなくとも定期的に又は不定期でも相当日数事業を行っていればあります。2、3ヶ月だけの仮事務所等にはありません。）
- 市内に寮等のみを有する法人等及び地方税法第312条第3項に規定する公共法人等は、均等割のみが課税されます。
- 法人課税信託の受託者は、受託法人としては法人税割のみが課税されます。均等割は、固有法人としては課税されますが、受託法人としては課税されません。

(1)法人税割額（100円未満端数切捨て）

法人税割額 = 法人税額(1,000円未満切捨て) × 法人税割の税率

(2)均等割額（100円未満端数切捨て）

均等割額 = 均等割の税率(年額) × 算定期間中にその区で事務所等又は寮等を有していた月数 ÷ 12

均等割額は行政区ごとに算定します。
この行政区ごとの均等割額の合計額が、京都市で課税される均等割額となります。「月数」は1ヶ月未満の端数日数は切り捨てます。(0月となる場合のみ切り上げ)

【webサイト】

詳細は京都市ホームページ(京都市情報館)をご確認ください。
「京都市情報館」→「暮らしの情報」→「市税」
→「市税の種類」→「法人市民税」

京都市の法人税割の税率

税率	法人等の区分
6.0%	①資本金等の金額が3億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる（個別帰属）法人税額が年1,600万円以下のもの
	②資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）で、法人税割の課税標準となる（個別帰属）法人税額が年1,600万円以下のもの
	③法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（人格のない社団等）で、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,600万円以下のもの
	④中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人 事業協同組合・事業協同小組合・信用協同組合（信用組合）・協同組合連合会・企業組合・協業組合・商工組合（工業組合、商業組合）・商工組合連合会（工業組合連合会、商業組合連合会）・都道府県中小企業団体中央会・全国中小企業団体中央会
8.2%	⑤法人課税信託の受託法人
	⑥上記①～⑤以外の法人等

※平成26年10月1日以後、令和元年9月30日までに開始する事業年度については、6.0%を9.7%に、8.2%を11.9%に読み替えてください。
※平成26年9月30日までに開始する事業年度については、6.0%を12.3%に、8.2%を14.5%に読み替えてください。

京都市の均等割の税率(年額)

法人等の区分		区内の従業者数(※2)	
		50人以下	50人超
資本金等の額(※1)を有する法人	ア 1千万円以下	5万円	12万円
	イ 1千万円超1億円以下	13万円	15万円
	ウ 1億円超10億円以下	16万円	40万円
	エ 10億円超50億円以下	41万円	175万円
	オ 50億円超		300万円
資本金（出資金）の額を有しない法人及び公共法人等（一般社団（財団）法人、人格のない社団等） ※保険業法に規定する相互会社を除く		5万円	

- ※1 ①資本金等の額は、算定期間の末日現在のものを用います。
②均等割の税率区分の基準となる期末現在の「資本金等の額」は、次の①と②を比較し、大きい方の額となります。
①法人税法上の資本金等の額 － 無償減資等による欠損てん補額 ＋ 無償増資額
②「資本金 ＋ 資本準備金」又は「出資金の額」
詳細は京都市ホームページをご確認ください。

※2 均等割の算定上用いる「従業者」とは、事務所等又は寮等に勤務すべき者で給与等の支払を受けるべき者をいい、算定期間の末日現在の人数によります。

法人市民税納付

確定申告書等で計算した税額等を納付書に記入して、納期限（原則、申告期限と同日）までに以下の納付場所所で納税してください。
※**法人諸税室** **法人市民税担当**の窓口では、納付は取り扱っておりません。

法人市民税納付場所

○市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関
派出箇所（ただし窓口開所時間に限る。）
右京区役所京北出張所
（ただし窓口開所時間に限る。）

○次の金融機関の本店・支店・出張所

銀行	みずほ、三菱UFJ、三井住友、北陸、北國、滋賀、京都、池田泉州、南都、徳島大正
信用金庫	京都、京都中央
信用組合	京滋、近畿産業
農協	京都府信用農業協同組合連合会、京都市、京都中央、京都近畿労働金庫
その他	

○近畿二府四県の区域内に所在する、ゆうちょ銀行
直営店・郵便局
（京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県）

※納税が困難な場合は、市税事務所 諸税徴収担当
〔電話 075-222-3514〕にご相談ください。
納税が遅れますと、延滞金が発生します。
また、督促状発送後も納付が無ければ滞納処分を行うこともありますので、ご留意ください。

※事務所等の開設・廃止、代表者の変更等の事実が発生した場合は「法人等設立・解散・変更届出書」を市税事務所 法人諸税室 法人市民税担当へ提出してください。

【お問合せ先】

令和7年8月12日に事務所を移転し、電話番号が変わりました。

京都市 市税事務所 法人諸税室 法人市民税担当
(電話) 075-222-3699 (FAX) 075-213-5305
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所 分庁舎 地下1階